

# 障がい者の 福祉ガイド



杉戸町

## 障がい者の福祉ガイドについて

このガイドは、令和6年4月現在で作成しました。  
その後、手当の金額など事業の内容が変わることがあります。  
また、各事業の内容・手順方法等は、一部省略して  
記載されています。  
詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

### 「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字の表記について、本ガイドでは、国の法令や制度、施設名、法人・団体等の固有名詞は漢字で表記しますが、それ以外は原則「がい」とひらがなで表記します。

# 目 次

## 1 障害者手帳制度

ア	身体障害者手帳	6
イ	療育手帳	6
ウ	精神障害者保健福祉手帳	6

## 2 相談支援

### (1) 生活相談・援護の窓口

ア	杉戸町役場	7
イ	埼玉県東部中央福祉事務所	7
ウ	幸手保健所	7
エ	越谷児童相談所	7
オ	埼玉県総合リハビリテーションセンター	7
カ	埼玉県立精神保健福祉センター	8
キ	埼玉県精神科救急情報センター	8
ク	埼玉県立小児医療センター	9
ケ	相談支援事業（障害者生活支援センター）	9
コ	基幹相談支援センター	10
サ	中核発達支援センター	10
シ	地域療育センター	10
ス	発達障害者支援センター	11
セ	権利擁護センター	11
ソ	民生委員・児童委員、主任児童委員	11
タ	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	11
チ	精神保健福祉相談員	12
ツ	埼玉県障害者歯科相談医	12

### (2) 教育相談の窓口

ア	教育委員会	12
イ	埼玉県立総合教育センター特別支援教育担当	12

### (3) 職業相談・職業紹介の窓口

ア	公共職業安定所（ハローワーク）	12
イ	埼玉県障害者職業センター	13
ウ	埼玉県西部地域障害者雇用支援センター	13
エ	障害者就業・生活支援センター	13
オ	杉戸町障がい者就労支援センター	13

### (4) その他の相談窓口

ア	社会福祉協議会	14
イ	聴覚障害者相談員	14
ウ	身体障害者結婚相談員	14
エ	難聴児生活相談事業	14

### (5) 緊急時（事件・事故・救急）の連絡先

ア	メール 110 番	15
イ	ファックス 110 番	15
ウ	NE T119（緊急通報システム）	15

エ 緊急ファックス 119 番	15
-----------------	----

(6) 避難行動要支援者登録制度	15
------------------	----

### 3 医療費の給付

#### (1) 児童のための医療

ア 未熟児養育医療の給付	16
イ こども医療費支給制度	16
ウ 小児慢性特定疾病医療の給付	16
エ 自立支援事業（育成医療）の給付	16
オ 結核児童のための療育の給付	16

#### (2) 児童と成人のための医療

ア 重度心身障害者の医療費の助成	17
イ 重度心身障害者入院生活費助成金の支給	17
ウ 精神障害者の医療費の公費負担	17

#### (3) 成人のための医療

ア 自立支援医療（更生医療）の給付	18
イ 指定難病医療給付	18
ウ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付	18
エ 結核医療費の公費負担	18
オ 後期高齢者医療制度の障害認定	18

(4) 障害者歯科診療	19
-------------	----

### 4 日常生活の支援

#### (1) 補装具費・日常生活用具

ア 補装具費の支給	20
イ 日常生活用具の給付・貸与	20
ウ 紙おむつの給付	20

#### (2) 機能回復・生活訓練

ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
イ 聴能訓練	21
ウ 障害者生活訓練	21
エ 音声機能障害者発声訓練	21

#### (3) 住宅（住まい）

ア 重度心身障害者居宅改善整備費補助	22
イ 県営住宅の入居の優遇	22
ウ グループホーム、福祉ホーム、生活ホーム	22

#### (4) 日中活動

ア 地域活動支援センター	22
--------------	----

#### (5) 在宅支援

ア 短期入所（ショートステイ）	23
イ 居宅介護（ホームヘルプサービス）	23

ウ	入浴サービス	23
エ	障害児・者生活サポート事業	23
オ	住民参加型在宅福祉サービス	23
カ	福祉サービスの利用援助（あんしんサポートねっと）	24
キ	成年後見制度	24
ク	緊急通報装置	24

## 5 社会参加

### （１）行動範囲の拡大

ア	福祉タクシー利用料金助成	25
イ	自動車等燃料費の助成	25
ウ	駐車禁止適用除外	25
エ	自動車運転適正相談	26
オ	運転免許取得費用の助成	26
カ	自動車運転免許の無料教習	26
キ	自動車改造費の助成	26
ク	身体障害者補助犬の給付	27
ケ	移動支援事業	27
コ	福祉有償運送	27
サ	車いすの貸出	27

### （２）社会活動の助長・援助

ア	意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者の派遣）	28
イ	盲ろう者通訳・介助員の派遣	28
ウ	難聴者・中途失聴者手話講習会	28
エ	点字図書・録音図書の貸出し、対面朗読など	28
オ	点字による即時情報ネットワーク	28
カ	公の施設の使用料等の減免	29
キ	障害者スポーツ・レクリエーション教室	29
ク	オストメイト社会適応訓練	29
ケ	障害者 IT サポートセンター	29
コ	県障害者スポーツ大会（彩の国ふれあいピック）	29
サ	字幕入りビデオライブラリーの貸出し及び製作	29
シ	ヘルプマーク、ヘルプカード	30
ス	思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	30
セ	町内巡回バス特別乗車証	30

## 6 就労

### （１）就労のための訓練等

ア	就労訓練等	31
イ	障害者職業能力開発校	31
ウ	県立高等学校専門校・職業能力開発センター	31
エ	障害者トライアル雇用事業	31
オ	障害者対象委託職業訓練	32
カ	精神障害者社会適応訓練事業	32

### （２）就労をすすめるために

ア	就職支度金支給	32
---	---------	----

## 7 経済的支援

### (1) 手当・年金等

ア	特別児童扶養手当	33
イ	障害児福祉手当	33
ウ	特別障害者手当	33
エ	在宅重度心身障害者手当	34
オ	心身障害者扶養共済制度	34
カ	障害基礎年金	34
キ	障害厚生年金・障害者手当金	35
ク	特別障害給付金	35

### (2) 税の控除・非課税・減免

ア	所得税の障害者控除	36
イ	住民税の障害者控除・非課税	36
ウ	利子等の非課税	36
エ	相続税の障害者控除	37
オ	相続税の非課税	37
カ	贈与税の非課税	37
キ	消費税の非課税	37
ク	個人事業税の非課税	37
ケ	自動車税・自動車取得税の減免・軽自動車税の減免	38
コ	ゴルフ場利用税の非課税	38

### (3) 公共料金の割引

ア	JR（鉄道・バス）運賃の割引	39
イ	バス運賃の割引	39
ウ	国内航空運賃の割引	40
エ	タクシー運賃の割引	40
オ	有料道路通行料金の割引	41
カ	NHK放送受信料の減免	41
キ	郵便物の減免及び無料取扱い	42
ク	NTT番号案内の料金免除	42
ケ	携帯電話基本使用料等の割引	42

## 8 障がい者の自立支援

### (1) 障害者総合支援法によるサービス

#### (2) 障がい福祉サービス

ア	訪問系サービス	44
イ	日中系サービス	44
ウ	居住系サービス	45

### (3) 地域生活支援事業

### (4) 障がい児を対象としたサービス

### (5) サービス利用までの流れ

## 9 町内利用施設のご案内

### (1) 町内利用施設のご案内

# 1 障害者手帳制度

障害者手帳を取得すると、さまざまな福祉サービスを利用する際に活用できます。

## ア 身体障害者手帳

身体に障がいがある方に、身体障害者福祉法に基づいて、手帳が県知事より交付されます。

- 対象者** 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、小腸機能、ぼうこう・直腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
- 内容** 障がいの程度によって1級から6級までに区分され、知事が交付します。  
さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当  
※知事の指定を受けた医師が書いた診断書を添えて交付申請書を提出します。

### \* 手帳保持者へのサービス

障害者支援施設等への入所・通所、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、在宅重度心身障害者手当の支給、各種税の減免及び控除、運賃の割引、ホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付などが受けられます。

(障がいの程度により、該当・非該当があります。また、本人や家族の所得により、一部自己負担があります。)

## イ 療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方に交付されます。

- 対象者** 児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所部門）等で判定を受け、知的障がいと認定された方
- 内容** 障がいの程度によって、㉠～㉣までに区分され、知事が交付します。  
さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### \* 手帳保持者へのサービス

在宅重度心身障害者手当の支給、各種税の減免及び控除、重度心身障害者医療費の助成、運賃の割引などが受けられます。

(障がいの程度により、該当・非該当があります。また、本人や家族の所得により、一部自己負担があります。)

## ウ 精神障害者保健福祉手帳

- 対象者** 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病及びその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
- 内容** 障がいの程度によって、1級から3級までに区分され、知事が交付します。  
さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### \* 手帳保持者へのサービス

各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の減免などが受けられます。

## 2 相談支援

### (1) 生活相談・援護の窓口

---

#### ア 杉戸町役場

町内にお住まいの障がい児・者の福祉等の相談指導、援護など総合的な福祉サービス提供の窓口となっています。

連絡先 福祉課 障がい福祉担当  
TEL：0480-33-1111(代) 内線264・267・269

#### イ 埼玉県東部中央福祉事務所

管内の町にお住まいの方の生活保護等の相談指導、援護などの福祉サービスを提供し、町との連携のもとに住民福祉の充実を図っています。

連絡先 TEL：048-737-2132  
住所：春日部市大沼1-76

#### ウ 埼玉県幸手保健所

乳幼児の発育発達に関する相談指導やこどもの心の健康相談を行っています。  
また、精神保健に関する普及啓発や相談の受付、精神障がい者の社会復帰対策等の精神保健福祉サービスを市町村と連携して提供しています。

連絡先 TEL：0480-42-1101  
住所：幸手市中1-16-4

#### エ 埼玉県越谷児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などによりそれぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

連絡先 TEL：048-975-4152  
住所：越谷市恩間402

#### オ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

##### (ア) 身体障害者更生相談

身体障がい者に関する専門的な相談・援助を行うとともに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### (イ) 知的障害者更生相談

知的発達障がいのある方の福祉について、家庭その他からの相談に応じ、知的発達障がいのある方の医学的、心理学的及び職能的判定とこれに付随する必要な指導を行っています。

相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場を巡回して行っています。

なお、相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### (ウ) 地域支援

在宅の身体障がい者及びその家族を対象に日常生活上必要な住宅改修や、福祉具等に関する相談・援助を行っています。また、家庭訪問による「在宅身体障害者訪問相談事業」を行っています。

なお、訪問相談は市町村の福祉担当又は保健師が同行し、その後の支援等に結びつけていきます。

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### (エ) 高次脳機能障害に関する相談

県総合リハビリテーションセンターでは高次脳機能障害のある方、その家族及び関係機関からの相談に応じています。

相談窓口 埼玉県高次脳機能障害者支援センター（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）

TEL：048-781-2236（相談専用） FAX：048-781-2218

住所：上尾市西貝塚148-1

## カ 埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防や治療及び精神障がい者の社会復帰訓練を総合的に行っています。

### (ア) 精神保健福祉部門

精神的な不安や悩み、飲酒や薬物乱用など精神保健・精神障がい者の福祉に関する相談を行っています。

### (イ) 社会復帰部門

精神障がいがあって、主治医が利用を必要と認めた方を対象とする通所訓練や宿泊訓練を行っています。

相談窓口 埼玉県立精神保健福祉センター（通称：埼玉県メンタルヘルスセンター）

TEL：048-723-3333 FAX：048-723-1550

住所：北足立郡伊奈町小室818-2

申 込 相談は、来所相談を原則としています。どなたでも御利用できますが、相談を希望する場合は、電話で予約してください。

※この他に「埼玉県こころの電話」として、家庭や学校での悩み、人間関係などのこころの健康についての相談専用電話（TEL：048-723-1447）を設置しています。お気軽にご相談ください。

## キ 埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急的な精神医療相談を電話で受け付けています。相談内容から、適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

相談窓口 埼玉県精神科救急情報センター（埼玉県立精神保健福祉センター内）

TEL：048-723-8699

受付時間 平日（月～金） 17：00～翌朝8：30

休日（土・日・祝） 8：30～翌朝8：30

## ク 埼玉県立小児医療センター（保健発達部）

地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、子どもの健康増進・疾病の早期発見、地域保健活動の援助、発達の支援など小児保健活動を行っています。

〔保健部門〕

予防接種 …… アレルギー等により一般開業医で接種しにくい子どもなど、地域で定期接種を受けられなかった子どもに予防接種を行います。

二種混合・三種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）・麻疹・BCG・日本脳炎・風疹・ポリオ・ツベルクリン反応

国際保健 …… 海外渡航予定者等に予防接種の情報提供と予防接種を行います。

精神保健 …… 行動の問題や精神的悩みに関する相談・治療・指導を行います。

成長・発達 …… 肥満、低身長などの成長に関する相談・治療・指導を行います。

遺伝相談 …… 先天性異常や遺伝に関する相談を行います。

夜尿・遺尿 …… おねしょやおもらしに関する相談・治療・指導を行います。

生活アレルギー …… アレルギー疾患に関する相談・治療・指導を行います。

〔発達部門〕

発達外来 …… 乳幼児期の発達面でなんらかの問題のあるお子さんについて、医学的検査と評価を行います。

お子さんの状態に応じて個別の訓練・指導・相談などを進めていきます。

アセスメント外来 …… 特別な目的に応じた評価や指導を医師、看護師のほか理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士などのスタッフが連携して評価・指導を行っています。

### 受診の申込方法

〔診療〕 市町村保健センター・保健所・病院・診療所・教育機関や福祉機関などからの紹介によって、電話で予約を受け付けています。

〔予防接種〕 市町村保健センターへ連絡してから当センターへ電話で予約してください。

〔予約受付時間〕 月曜日～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00

相談窓口 埼玉県立小児医療センター  
TEL：048-601-0489  
048-601-2165（保健発達部門）  
FAX：048-601-2201  
住所：さいたま市中央区新都心1番地2

## ケ 相談支援事業（障害者生活支援センター）

障がい者（児）及び保護者に対して生活等の指導・相談を実施するとともに、各種福祉サービスの提供に関する援助・調整を行います。

また、必要に応じて、障がい者の生活ニーズに基づいたサービス提供の検討や、関係機関との連携を図り、地域で暮らす障がい者の支援を行います。

対象者 地域で暮らす身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児

相談窓口 主な相談が身体障がい者・知的障がい者に関するもの

・ 埼葛北障害者生活支援センターたいよう

住所：白岡市新白岡7-14-14 ホープ館102号室 TEL0480-48-7731

主な相談が知的障がい者に関するもの

・ 埼葛北障害者生活支援センターひらの

住所：幸手市平野911-3 TEL0480-48-2113

主な相談が精神障がい者に関するもの

・ 埼葛北障がい者生活支援センターふれんだむ

住所：南埼玉郡宮代町中央2-207 TEL0480-36-2600

## コ 基幹相談支援センター

地域で暮らす障がい（児）者やその支援者（家族・関係機関等）からの相談を受けて、その内容に即したサービスや情報提供を行います。

相談窓口 埼玉北基幹相談支援センター（トロンコ）

TEL：0480-48-5047

住所：埼玉県白岡市千駄野445

## サ 中核発達支援センター

発達障害児が、早期に専門的な支援が受けられるように、医療型障害児入所施設に医師及び作業療法士等の専門職を配置し、診療・療育の拠点として運営しています。

名 称	住 所	電話番号
光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町大字下赤岩 222	048-992-2701
福祉医療センター 太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851

※受診には予約が必要です。必ず事前にお問い合わせください。

## シ 地域療育センター

発達障がいの特性が気になる子供に、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育ての支援を実施しています。

名 称	運営法人	住 所	電話番号
南西部地域療育センター	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	志木市下宗岡 1-23-1	080-9650-1375（直）
東部地域療育センター	特定非営利活動法人 合（あい）	越谷市千間台西 2-19-48 ウッドビレッジ 103 号室	048-978-6449（代） 法人事務所「合」内
県央地域療育センター	社会福祉法人 彩明会	桶川市坂田 885-1	048-856-9723（代） 児童デイサービスや まと内
西部地域療育センター	一般社団法人 夢工房	入間市仏子 1495-10 NS12 ビル 2 階	04-2941-6172（直）
利根地域療育センター	特定非営利活動法人 あかり	南埼玉郡宮代町国納 807-1	0480-38-9323
秩父地域療育センター	社会福祉法人 清心会	秩父市栃谷 899-4	0494-21-7171（代） さやかサポートセン ター内
南部地域療育センター	特定非営利活動法人 たびだち	川口市柳崎 4-28-26-303 メゾンドシャンテ 3 階	048-423-0266（直）
川越比企地域療育センタ ー	社会福祉法人 ともいき会	川越市笠幡 1646-3 ともいきチャイルドケアセン ター内 2 階	049-298-6633（直）
北部地域療育センター	社会福祉法人 埼玉療育友の会	大里郡寄居町大字藤田 179-1 埼玉療育園 教育棟内	048-581-0025（直）

## サ 発達障害者支援センター

**対象者** 発達障がい（児）者等及びその家族に対する相談支援や、関係施設等に対する研修等を行っています。

**内容** ○発達障がい（児）者及びその家族に対する相談支援  
○発達障がい（児）者に対する療育支援  
○発達障がい（児）者に対する就労支援  
○関係施設、関係機関等に対する普及啓発及び研修  
○関係施設、関係機関等の連携

**相談窓口** ・埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」（19歳以上）  
TEL：049-239-3553 FAX：049-233-0223  
住所：川越市大字平塚新田字東河原201-2

・埼玉県発達障害総合支援センター（18歳以下）  
TEL：048-601-5551 FAX：048-601-5552  
住所：さいたま市中央区新都心1-2（埼玉県立小児医療センター南玄関3階）

## シ 権利擁護センター

### （ア）権利擁護相談

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

相談内容	曜日	時間
生活相談	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）	9時～16時
法律相談（要予約）	水曜日・金曜日	13時～14時30分

TEL：048-822-1204/048-822-1240 FAX：048-822-1406  
E-mail [soudan@fukushi-saitama.or.jp](mailto:soudan@fukushi-saitama.or.jp)

### （イ）埼玉県運営適正化委員会（福祉サービス苦情相談）

福祉サービスの利用に関する不満がある場合や事業者との話し合いで解決できない場合に相談を受け、解決に向け支援します。

**相談日** 月曜～金曜 9時～16時（祝日年末年始を除く）  
TEL：048-822-1243

**問合せ** 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター  
TEL：048-822-1194 FAX：048-822-3078  
住所：さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

## ス 民生委員・児童委員、主任児童委員

障がい児・者や地域の要援護者の自立更生を援助指導するとともに、関係機関との協力のもと社会福祉の増進に努めています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、地域を担当する児童委員と一体になって活動します。

**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 社会福祉担当

## セ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

民間の協力者が相談員となり、障がい者又は家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## ソ 精神保健福祉相談員

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じ、精神障がい者及びその家族等を訪問して指導を行います。保健所や精神保健福祉センターに配置されています。

相談窓口 幸手保健所、精神保健福祉センター

## タ 埼玉県障害者歯科相談医

地域における歯科診療の担当者として障がい者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行います。必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れを行い、地域の障がい者歯科保健医療の推進に積極的に協力します。

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当  
埼玉県 健康長寿課  
TEL：048-830-3575 FAX：048-830-4804  
(社)埼玉県歯科医師会  
TEL：048-829-2323 FAX：048-829-2376

## (2) 教育相談の窓口

---

### ア 教育委員会

障がいのある子どもの教育の相談を行っています。

相談窓口 杉戸町教育委員会 学校教育課 指導担当 (杉戸町役場内)  
TEL：0480-33-1111 (内線387・388)

### イ 埼玉県立総合教育センター特別支援教育担当

お子さんの発達・障がい・養育等について、面接相談を行っています。

連絡先 TEL：048-556-6164 FAX：048-556-3396  
住所：行田市富士見町2-24

※相談を希望する方は直接お申し込みください。

## (3) 職業相談・職業紹介の窓口

---

### ア 公共職業安定所 (ハローワーク)

障がい者の就職等について、専門の担当者が相談・紹介を行っています。

障がい者が求職申込みをすると、障害の状況、技能、知識、適性、希望職種等が登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

連絡先 春日部公共職業安定所 (ハローワーク春日部)  
TEL：048-736-7611  
住所：春日部市下大増新田61-3

## イ 埼玉障害者職業センター

障がい者の就職と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談、職業評価、職業準備訓練、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援事業、職業講習などを行っています。

連絡先   Tel：048-854-3222   FAX：048-854-3260  
住所：さいたま市桜区大字下大久保136-1

## ウ 埼玉県西部地域障害者雇用支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、公共職業安定所や障害者職業センターと連携しながら職業準備訓練、雇用への支援などを行っています。

対象者   職業生活における自立を図るために、継続的な支援を必要とする障がい者  
          (指定地域は、川越市、ふじみ野市、富士見市、新座市、志木市、朝霞市、和光市、  
          所沢市ですが、その他の方でもご相談に応じます)

連絡先   Tel：049-223-0804   FAX：048-223-0816  
住所：川越市脇田町32-3   三豊川越ビル4F

## エ 障害者就業・生活支援センター

雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。

連絡先   埼玉葛北障害者就業・生活支援センター  
          Tel：0480-21-3400   FAX：0480-26-4870  
          住所：久喜市青毛753-1

## オ 杉戸町障がい者就労支援センター

障がい者の就労機会の拡大を図るため杉戸町が設置し、障がい者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職業開拓、職場実習支援、職場定着支援などの業務を行っています。

連絡先   Tel：0480-33-1713  
住所：杉戸町清地2-9-29（杉戸町役場内）

## (4) その他の相談窓口

---

### ア 社会福祉協議会

生活福祉資金や障害者住宅資金、身体障がい者事業資金の貸付、ボランティアの育成と相談の窓口となっています。

なお、埼玉県社会福祉協議会のほか、市町村にも社会福祉協議会がありますので、同様に御利用ください。

**連絡先** ・埼玉県社会福祉協議会  
TEL：048-822-1191 FAX：048-822-3078  
住所：埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ  
・杉戸町社会福祉協議会  
TEL：0480-32-7402  
住所：杉戸町大字堤根4742-1 すぎとピア内

### イ 聴覚障害者相談員

聴覚障がい者等の福祉に熱意のある相談員が、聴覚障がい者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

**連絡先** 埼玉聴覚障害者情報センター  
TEL：048-814-3353 FAX：048-814-3355  
住所：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和地方庁舎別館内

### ウ 身体障害者結婚相談員

結婚を希望する身体障がい者に対して、相談、紹介を行うとともに相互交流のつどいを開催しています。

**連絡先** 社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会  
TEL：048-822-5333 FAX：048-822-5333  
住所：さいたま市浦和区大原3-10-1 障害者交流センター内  
相談日 火、木、土 10:00～16:00

### エ 難聴児生活相談事業

**対象者** 難聴児及びその保護者等  
**内容** 難聴児の子育て等生活上の悩み事について相談を受け付けています。  
**問合せ** 埼玉県 障害者福祉推進課  
TEL：048-830-3309 FAX：048-830-4789

## (5) 緊急時（事件・事故・救急）の連絡先

---

### ア メール110番

聴覚に障がいがある方、または言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用しての緊急通報を受理します。

メールアドレス：110ban@mail.police.pref.saitama.jp

### イ ファックス110番

聴覚に障がいがある方、または言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、ファックスを利用したの緊急通報を受理します。

FAX：0120-264-110

対象者 聴覚に障がいがある方、または言葉が話せない方

問合せ 埼玉県警察本部地域部通信指令課

TEL：048-832-0110（内線3623）

住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

### ウ NET119（緊急通報システム）

事前に住所、メールアドレス等を消防に登録しておき、携帯電話を用いて素早く119番通報するシステムです。GPS機能付携帯電話の場合は通報者の位置も確認できます。また救急車を出動させながら、チャット形式で傷病者の状態を確認でき、迅速な対応が可能です。

対象者 聴覚に障がいがある方、または言葉が話せない方

問合せ 埼玉東部消防組合消防局指令課

TEL：0480-21-0119 FAX：0480-23-1542

埼玉東部消防組合杉戸消防署

TEL：0480-33-0119 FAX：0480-34-9885

埼玉東部消防組合泉出張所

TEL：0480-38-2011 FAX：0480-38-2014

### エ 緊急ファックス119番

聴覚に障がいがある方、言葉が話せない方などで音声による119番通報のできない方が、ファックスを利用して通報できます。

利用方法 ファックス119番通報用紙を局番なしの「119」番へファックスしてください。

問合せ 埼玉東部消防組合消防局指令課

TEL：0480-21-0119 FAX：0480-23-1542

## (6) 避難行動要支援者登録制度

---

地震や風水害などの災害が起こった時に、自力で避難することが困難な方を支援するため、避難行動要支援者台帳へ登録申請をすることができます。

対象者 身体障害者手帳 1級、2級の方

療育手帳 Q、Aの方

精神障害者保健福祉手帳 1級、2級の方

難病患者のうち、自力で避難することが困難な方など

なお、この名簿は、平常時からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などの支援を行うため、行政や自主防災組織、消防機関、警察機関、消防団、民生委員・児童委員などへ提供します。

### 3 医療費の給付

#### (1) 児童のための医療

##### ア 未熟児養育医療の給付

- 対象者 主として出生体重2,000g以下で入院治療が必要な未熟児
- 内容 1歳になるまでの間、指定医療機関で必要な入院の医療給付を行います。なお、扶養義務者の所得税額等に応じた自己負担があります。
- 相談窓口 杉戸町役場 健康支援課（保健センター）

##### イ こども医療費支給制度

- 対象者 0歳～18歳を迎える年度末まで
- 内容 病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付及び高額療養費を除く）を助成します。
- 相談窓口 杉戸町役場 子育て支援課

##### ウ 小児慢性特定疾病医療の給付

- 対象者 対象疾患にかかり、一定の状態にあつて治療している18歳未満の児童（この給付をすでに受けており、引き続き治療が必要で一定の状態にある場合は20歳未満まで）
- 内容 委託医療機関で必要な医療給付を行います。なお、世帯の市町村民税（所得割）課税額に応じた自己負担額があります。（血友病などの方は除きます）
- 相談窓口 幸手保健所

##### エ 自立支援医療（育成医療）の給付

- 対象者 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害などがあり、確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童
- 内容 指定医療機関で必要な医療給付を行います。  
なお、世帯の市町村民税額等に応じた自己負担があります。
- 相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

##### オ 結核児童のための療育の給付

- 対象者 結核にかかり、長期入院が必要な18歳未満の児童
- 内容 指定医療機関で必要な医療給付を行います。また、日用品などの支給も併せて行います。  
なお、世帯の市町村民税額等に応じた自己負担があります。
- 相談窓口 幸手保健所

## (2) 児童と成人のための医療

### ア 重度心身障害者の医療費の助成

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付及び高額療養費を除く）を助成します。

- 対象者** 次のいずれかに該当する方で、該当等級の手帳を初めて取得した時が65歳未満の方
- ①身体障害者手帳 1級～3級の方
  - ②療育手帳 ㊤、A、Bの方
  - ③精神障害者保健福祉手帳 1級の方（精神病床への入院分を除く）
  - ④65歳以上の方で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障がいの状態である旨の埼玉県後期高齢者広域連合の認定を受けた方

なお、医療費助成を受けるに当たり、上記の対象者本人の所得が所得制限の基準額（3,604,000円）を超えた場合、助成が停止となります。また、扶養人数に応じて、所得制限基準額に加算（1人につき38万円）されて、基準額が変わります。

- 内容** 病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付を除く）を助成します。助成を受けるには福祉課窓口で申請手続きが必要です。（町内の医療機関及び一部の町外医療機関においては、窓口での無料化を実施しています。）

- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### イ 重度心身障害者の入院生活費助成金の支給

病気等で入院した場合、入院一日あたり400円の助成金を支給します。

- 対象者** 重度心身障害者医療費受給者
- 内容** 病気等で入院した場合、入院一日あたり400円の助成金を支給します。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### ウ 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

- 対象者** 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

- 内容** 精神の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（または指定都市）が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。
- なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### (3) 成人のための医療

#### ア 自立支援医療（更生医療）の給付

- 対象者** 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方
- 内容** 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県（又は指定都市、中核市）が指定する医療機関で受けた場合に支給されます（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術など）
- なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は対象外となります。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### イ 指定難病医療給付

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち特定の疾患にかかって治療している方を対象とした医療給付を行っています。

- 相談窓口** 幸手保健所

#### ウ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付

20歳以上で、先天性血液凝固因子障害で治療を受けている方を対象として医療給付を行っています。

- 相談窓口** 幸手保健所

#### エ 結核医療費の公費負担

- 対象者** (ア) 結核を感染させるおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している方  
(イ) 通院等により結核の治療を受けている方
- 内容** (ア) については、医療保険と公費で全額負担します。ただし、本人及び扶養義務者の所得税額に応じて自己負担が発生する場合があります。  
(イ) については、結核医療費の95%を医療保険及び公費で負担します。

- 相談窓口** 幸手保健所

#### オ 後期高齢者医療制度の障害認定

後期高齢者医療制度による医療は75歳から適用になりますが、次に掲げる方については本人の申請に基づき65歳から適用となります。障がい認定を受けることにより、医療機関への支払額（一部負担金）が減額されるとともに、重度心身障害者医療費の助成の対象者となる場合があります。

なお、後期高齢者医療制度に加入することにより、新たに保険料が発生する場合がありますので、下記の相談窓口にご相談ください。

- 対象者** ①国民年金法別表に定める1・2級に該当する方  
②身体障害者障害程度等級表に定める1級から3級、4級の音声機能または言語障害機能、及び下肢障害の1号、3号、4号に該当する方  
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の障害等級の1・2級に該当する方  
④療育手帳制度の重度に該当する方（障害等級が㊸またはAをお持ちの方）

- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当  
杉戸町役場 町民課 医療担当（後期高齢者医療制度の障害認定申請）

#### (4) 障害者歯科診療

**対象者** 障がいのある方、在宅高齢者  
**内 容** 障がい者（児）、在宅高齢者の方でも歯科保健医療サービスが受けられるよう、埼玉県歯科医師会の協力のもと、障害者歯科相談医制度を設けています。  
また、専門的な治療等が受けられる施設として、県内5箇所県立施設障害者歯科診療所を設置しています。さらに、埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターでも治療等を行っています。

##### 【県立施設障害者歯科診療所】

名 称	電 話
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市）	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団そうか光生園（草加市）	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団嵐山郷（嵐山町）	0493-62-0589
埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園（朝霞市）	048-466-1411
埼玉県社会福祉事業団皆光園（深谷市）	048-573-2021
（社）埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）	048-835-3210

**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当  
埼玉県 健康長寿課  
TEL：048-830-3581 FAX：048-830-4804  
（社）埼玉県歯科医師会  
TEL：048-829-2323 FAX：048-829-2376

## 4 日常生活の支援

### (1) 補装具・日常生活用具

#### ア 補装具費の支給

身体障がい者・身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入又は修理・借受けに要した費用について、補装具費の支給を行っています。原則として、購入等費用の1割の自己負担が必要ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。

##### 【補装具の種類】

視覚障害者用・・・盲人安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚障害者用・・・補聴器

肢体不自由者用・・・義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

※次のものは児童のみ

排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### イ 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障がい者（児）に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付、または貸付します。なお、本人または家族の所得により、一部自己負担があります。詳しくは、窓口にてご相談ください。

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### ウ 紙おむつの給付

在宅の重度障がい者（児）の方で、常時、排せつの介護を必要とする方に、紙おむつ（パンツ式を含む）を支給します。

対象者 概ね身体障害者手帳1級～2級程度の方（概ね3歳以上65歳未満）

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## (2) 機能回復・生活訓練

---

### ア 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象者 障がい者  
相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### イ 聴能訓練

主に乳幼児を対象として、専門医師、言語聴覚士により聴能訓練を実施しています。

相談窓口 皆光園（深谷市） TEL：048-573-2021 FAX：048-573-2022  
そうか光生園（草加市） TEL：048-936-5088 FAX：048-932-1311

### ウ 障害者生活訓練

対象者 障がい者  
内容 身辺・家事管理、福祉機器活用訓練・コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を実施します。  
相談窓口 埼玉県障害者協議会 TEL：048-825-0707 FAX：084-825-3070

### エ 音声機能障害者発声訓練

対象者 病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある方  
内容 日常生活における会話が可能となるように食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を実施しています。  
相談窓口 埼玉銀鈴会 TEL：048-781-8382 FAX：048-726-0726

### (3) 住宅（住まい）

---

#### ア 重度心身障害者居宅改善整備費補助

- 対象者** 下肢又は体幹に障害のある障害程度1，2級の身体障害者手帳所持者で所得が一定基準以下の方
- 内容** 重度身体障がい者の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、1件あたり36万円の範囲内でその2/3（生保世帯10/10）を補助します。ただし、介護保険制度の住宅改修など、他の補助制度による補助を受ける工事等については、対象とならない場合もあります。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### イ 県営住宅の入居の優遇

- 対象者** 身体障がい者 1～4級の身体障害者手帳を所持している方  
知的障がい者 ㊤、A、Bの療育手帳を所持している方  
精神障がい者 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳を所持している方  
戦傷病者 第6項症以上の戦傷病者手帳を所持している方  
原爆被爆者 被爆者健康手帳を所持している方  
※世帯員のいずれかが、上記の障がい者である世帯等が対象となります。
- 内容** 母子世帯、老人世帯、障がい者世帯等が県営住宅への入居申込みをする場合、抽選の当選率が優遇される場合があります。
- 相談窓口** 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課  
TEL：048-829-2875 FAX：048-825-1822

#### ウ グループホーム

家庭環境や住宅事情により自立した生活が困難な障がい者や、日常生活上の援助を必要とする障がい者に対して、生活の場を提供するとともに、生活面での援助を行っています。

- 対象者** 障がい者
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### (4) 日中活動

---

#### ア 地域活動支援センター

通所により創作的活動、機能訓練、生産活動などの各種サービスを提供したり、地域の実情に応じた相談、調整などの様々な事業を実施します。

埼葛北障がい者地域活動支援センターふれんだむ  
住所：宮代町2-207 TEL：0480-36-2600

- 対象者** 在宅の障がい者
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## (5) 在宅支援

### ア 短期入所（ショートステイ）

- 対象者** 在宅の障がい者（児）  
**内容** 保護者又は家族が病気、出産、事故又は私的理由などにより、一時的に障がい者（児）を介護できなくなった場合などに、施設・病院に保護します。  
**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### イ 居宅介護（ホームヘルプサービス）

- 対象者** 在宅の障がい者（児）  
**内容** 日常生活に支障のある障がい者のいる家庭をホームヘルパーが訪問し、家事、介護等のサービスを行います。  
**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### ウ 入浴サービス

家庭内での入浴が困難な身体障がい者に対して、安心して入浴できる設備のある施設または訪問入浴において受けられます。

- 対象者** 独力または家族の方のみの介助では入浴できない方で概ね身体障害者手帳1級または2級程度の肢体不自由の方  
**回数** 月4回以内  
①施設入浴…指定された施設を利用しての入浴  
②訪問入浴…自宅へ入浴車を訪問させての入浴  
**費用** サービス費用の原則1割負担（ただし、所得等により軽減措置あり）  
**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### エ 障害児（者）生活サポート事業

在宅の障害児（者）の地域生活を支援するため、町に登録した団体が必要に応じて一時預かり、送迎、外出援助等のサービスを提供します。利用するには町への登録が必要です。

- 対象者** ①身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方  
②医師により発達障害があると診断された方  
**費用** 各登録団体の設定する額（1時間当たり950円以下（団体により異なります））  
**利用上限時間** 年間1人あたり150時間  
**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### オ 住民参加型在宅福祉サービス

- 対象者** 日常の生活の中で、掃除・洗濯・買い物・食事の支度などの家事に介助を必要としている方  
**内容** 地域住民による相互扶助を基本に、杉戸町社会福祉協議会が有料で家事援助を中心とした在宅サービスを行います。  
**相談窓口** 杉戸町社会福祉協議会

## カ 福祉サービスの利用援助（あんしんサポートねっと）

- 対象者** 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、福祉サービスの利用等に関し、援助を必要としている方
- 内 容** 見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等援助を、定期的に生活支援員を派遣して行います。  
なお、生活支援員の援助は有料です（生活保護世帯は無料）
- 相談窓口** 埼玉県社会福祉協議会（地域連携課）  
TEL：048-822-1299 FAX：048-822-1406  
杉戸町社会福祉協議会  
TEL：0480-32-7402

## キ 成年後見制度

- 対象者** 判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）
- 内 容** 認知症や障がい等のため、財産管理や日常生活に困難が出てきた人を支えるための制度です。  
また、親族がいないなどの要件を満たした場合に、町で助成する制度があります。
- 手続き相談窓口** さいたま家庭裁判所 TEL：048-863-4111

## ク 緊急通報装置

ひとり暮らしの重度身体障がい者等の方に対し、急病や災害などの時に、受信センター等に簡単な操作によって通報できる機器を給付または貸与します。

- 対象者** ひとり暮らしの身体障害者手帳1、2級程度の方
- 費 用** 基本料金等自己負担あり
- 内 容** 緊急事態が発生した場合、登録している利用者から、ワイヤレスリモートスイッチ等で受診センターに通報され、安否の確認を行います。受診センターは、救助を要する場合、緊急連絡の内容を消防署へ通報します。  
また、緊急連絡先として登録されている方の協力が必要な場合は、受診センターから登録者に連絡します。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## 5. 社会参加

### (1) 行動範囲の拡大

#### ア 福祉タクシー利用料金助成

在宅の重度の身体障がいまたは知的障がいまたは精神障がいのある方が、交通の手段として、埼玉県内の協定を締結した会社のタクシーを利用した場合には、初乗運賃相当額を助成します。

また、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の金額になった場合は、初乗運賃相当額の2倍の金額を助成します。

なお、自動車等燃料費の助成を受けている方は対象となりません。

対象者 身体障害者手帳 1級～3級の方

療育手帳 ㊿、A、Bの方

精神障害者保健福祉手帳 1、2級の方

枚数 年間36枚以内（交付月により枚数が減ります）

申請時に持参するもの 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### イ 自動車等燃料費の助成

在宅の重度心身障がい者等に対して、日常生活に利用する自動車等の燃料費の一部を助成します。なお、福祉タクシー券の交付を受けている方は対象となりません。

対象者 身体障害者手帳 1級～3級の方

療育手帳 ㊿、A、Bの方

精神障害者保健福祉手帳 1、2級の方

対象となる自動車等 自動車の場合、自動車検査証に記載された用途が自家用であり、かつ使用者欄が次のいずれかの方である必要があります。

イ：障がい者本人 ロ：障がい者を介護している親族等

ハ：障がい者を継続して日常的に介護している方

※ロ及びハの方は、障がい者と住所が異なっても交付対象となります。

※親族等とは、障がい者を介護する配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族になります。

原動機付自転車等の場合、標識交付証明書に記載された所有者が障がい者本人である必要があります。

枚数 年間20枚以内（500円×20枚以内）（交付月により枚数が減ります）

※利用できる給油所は杉戸町内の指定された給油所となります。

申請時に持参するもの ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

②自動車検査証または標識交付証明書

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### ウ 駐車禁止適用除外

対象者 下記のとおりですが、まず相談窓口でご相談ください。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難な方
- ・療育手帳㊿又はA（介護を要する方）
- ・難病対策要綱に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象とされている色素性乾皮症の患者

内容 標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ、駐車できます。

相談窓口 杉戸警察署交通課

## エ 自動車運転適性相談

- 内 容** 運転免許の取得を希望している方で、心身に障がいをもち免許取得に不安を感じている方や、運転免許を取得した後に心身に障がいが生じた方の相談、検査・指導を実施しております。
- 日時** 月曜日～金曜日の平日 午前10時～11時30分・午後2時～午後4時  
毎月第3日曜日 午前8時30分～11時30分・午後1時～午後4時  
(サンサン相談室：あらかじめ予約が必要です)
- 費用** 無料(運転免許証、認印、身体障害者手帳〔お持ちの方〕)、これから運転免許を取得したい方は免許用写真2枚(縦3cm×横2.4cm)
- 相談窓口** 埼玉県運転免許センター 1階 適性相談室  
鴻巣市鴻巣405-4  
TEL：048-543-2001(音声ガイダンス4番)  
FAX：048-543-7727

## オ 運転免許取得費用の助成

- 身体障がい者が運転免許を取得する場合、その費用の一部を補助します。
- 対象者** 身体障害者手帳を受けている方で、道路交通法に定める運転免許試験の受験資格がある方。
- 費用** 18万円を限度として取得経費の3分の2を補助します。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## カ 自動車運転免許の無料教習

- 対象者** 下記の条件をすべて満たしている方  
(ア) 公共職業安定所に求職登録している方  
(イ) 公安委員会(運転免許センター)の運転適性検査に合格している方  
(ウ) 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
- 内 容** 18歳以上の身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合、所定の教習料金が無料で受けられます。入所日は1、4、7、10各月の月初めで、教習期間は3ヶ月です。宿泊施設もあります(厚生労働省委託訓練)
- 相談窓口** 身体障害者運転能力開発訓練センター(運営：財団法人東厚生会)  
新座市堀の内2-1-46  
TEL：048-481-2711 FAX：048-481-6578

## キ 自動車改造費の助成

- 身体障がい者で就労等のため自分で車を運転する方が、運転を容易にするための改造費用を助成します。
- なお、本人や家族の所得により制限があります。
- 対象者** 肢体不自由(上肢・下肢・体幹)で、身体障害者手帳を受けている方です。  
※所得制限があります。
- 内 容** 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用として助成します。
- 費用** 10万円を限度としています。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## ク 身体障害者補助犬の給付

- 対象者 1級の視覚障害者（盲導犬）、1～2級の肢体不自由者（介助犬）、2級の聴覚障害者（聴導犬）
- 内容 身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。
- 相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。

- 対象者 (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち視覚障害者、全身性障害者  
(イ) 療育手帳の交付を受けている方  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ほか
- 費用 サービス費用の原則1割の定率負担
- 相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## コ 福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、会員登録した要介護者、身体障がい者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービスです。

- 対象者 (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方  
(イ) 要介護認定・要支援認定を受けている方  
(ウ) 知的障がい、精神障がいなどにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方
- ※付き添いの方も同乗することができます。  
なお、福祉有償運送を利用するためには、NPO法人や社会福祉法人などの団体へ会員として登録する必要があります。
- 相談窓口 杉戸町役場 福祉課 社会福祉担当

## サ 車いすの貸出

ご自身で移動が困難な方に対して、一時的に車いすの貸出をしています。

### ① 杉戸町役場 福祉課

- 対象者 杉戸町内在住の方で、高齢者や障がい等のある方もしくは疾病・ケガ等により一時的に介助を必要とする方
- 利用料 無料
- 貸出期間 最長2週間まで
- 相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

### ② 杉戸町社会福祉協議会

- 対象者 杉戸町内在住の杉戸町社会福祉協議会会員世帯に属する方で、高齢者や障がい等のある方もしくは疾病・ケガ等により一時的に介助を必要とする方
- 利用料 無料
- 貸出期間 最長6か月間
- 相談窓口 杉戸町社会福祉協議会 TEL：0480-32-7402

## (2) 社会活動の助長・援助

### ア 意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

- 対象者** 聴覚又は音声・言語機能に障がいのある方  
**内容** 各種の手続きや相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います（手話通訳者の派遣）  
会議などで発言の内容を要約する、要約筆記者を派遣します（要約筆記者の派遣）  
**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当  
埼玉聴覚障害者情報センター  
TEL：048-814-3353 FAX：048-814-3354

### イ 盲ろう者通訳・介助員の派遣

- 対象者** 視覚と聴覚の障がい重複し、「身体障害者手帳」に1級又は2級と記載されている方  
**内容** 各種手続きや交流会、会議などでの通訳及び日常生活での外出時の介助を行う通訳・介助員を派遣します。  
**相談窓口** 埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事務所  
TEL・FAX：048-823-7080

### ウ 難聴者・中途失聴者手話講習会

- 対象者** 途中で聴力を失った方で、手話ができない方  
**内容** 途中で聴力を失った方に手話を覚えていただき、コミュニケーションの手段としていただくため、講習会を開いています  
**相談窓口** 埼玉聴覚障害者情報センター  
TEL：048-814-3351 FAX：048-814-3352

### エ 点字図書・録音図書の貸出し、対面朗読など

各県立図書館等では視覚障がい者のための図書館活動としての事業を行っていますのでご利用ください。

- 内容** 録音・点字資料の貸出・製作、対面朗読、利用者用音声パソコン、文書朗読システム、大活字本、拡大読書器  
視覚障がい者のために録音・点字資料を郵送（無料）により貸出しするとともに、希望により録音・点字資料を製作して貸出しています。また、朗読室2室を用意し、希望する図書・雑誌・新聞等の朗読者による対面朗読を行っています。  
1階には、利用者用音声パソコン、文書朗読システム（パソコンによる活字の音声化）、点字雑誌等を配置したコーナーがあります。

- 県立久喜図書館** 久喜市下早見85-5  
TEL：0480-21-2659 FAX：0480-21-2791

### オ 点字による即時情報ネットワーク

- 対象者** 視覚障がい者及び図書館等の公的機関  
**内容** パソコン通信ネットワークを利用し、社会福祉法人日本盲人連合会が入力した情報（「点字JBニュース」）を点字図書館で出力し、視覚障がい者に閲覧又は配布しています。点字用紙代などの実費相当分は利用者負担です。  
**相談窓口** 埼玉県立熊谷点字図書館  
熊谷市上之2026-2 TEL：048-525-0777

## カ 公の施設の使用料等の減免

- 対象者** (ア) 身体障害者手帳を持っている方及び介護の方2名  
(イ) 療育手帳を持っている方及び介護の方2名  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方及び介護の方2名  
(エ) 町に登録された障がい者団体
- 内容** 町の設置した公の施設利用料等の減免を行います  
※ 施設利用にあたっては各施設にご確認ください。  
※ 町外の公共施設等については各施設にご確認ください。

## キ 障害者スポーツ・レクリエーション教室

- 対象者** 障がい者
- 内容** 障がい者のスポーツの振興と余暇活動の場を提供するため、各種スポーツ教室を実施しています。
- 相談窓口** 埼玉県障害者協議会  
TEL：048-833-0707 FAX：048-825-3070

## ク オストメイト社会適応訓練

- 対象者** 人工肛門・人工ぼうこうの造設者
- 内容** ストマ用具の取扱いや日常生活上の注意事項等の相談会を実施します。
- 相談窓口** (社)日本オストミー協会埼玉県支部 TEL：048-835-5226

## ケ 障害者ITサポートセンター

- 障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習得等に困難な方を対象に、ボランティアによる個別・出張サポートを行います。
- 相談窓口** 埼玉県障害者協議会  
住所：さいたま市浦和区大原3-10-1 (障害者交流センター内)  
TEL・FAX：048-825-2749  
電話受付・相談日 火、木、土 10:00~15:00

## コ 県障害者スポーツ大会(彩の国ふれあいピック)

- 対象者** 県内の障がい者
- 内容** 春季大会(全国障害者スポーツ大会個人競技の選手選考会)  
秋季大会(レクリエーションスポーツ等を行う大会)  
球技大会(全国障害者スポーツ大会団体競技の選手選考会)
- 相談窓口** 埼玉県障害者スポーツ協会  
住所：さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内  
TEL：048-822-1120 FAX：048-822-1121  
杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## サ 字幕入りビデオライブラリーの貸出し及び製作

県内の聴覚障がい者(聴覚障がい者の団体、学校、施設等含む。)の皆さんに、字幕・手話入りのビデオカセット等の貸出し及び製作を行います。

- 対象者** 県内の聴覚障がい者及び聴覚障がい者団体等
- 相談窓口** 埼玉県聴覚障害者情報センター  
住所：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和地方庁舎別館内  
TEL：048-814-3351 FAX：048-814-3352

## シ ヘルプマーク・ヘルプカード

### (ア) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

**配布窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当



### (イ) ヘルプカード

障がいのある方などで、自ら「困った」、「手助けしてほしい」となかなか伝えられない人が、周囲の人に、自分の障がいへの理解や「助け」を求めるためのカードです。このカードを普段から身につけておくことで、緊急時や困ったときに周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなります。

＜ヘルプカードの入手方法＞

①町のホームページからダウンロードする。

<http://www.town.sugito.lg.jp/cms/page10792.html>

②窓口から入手（下記配布場所）

- 杉戸町役場 福祉課・高齢介護課   ○すぎとピア   ○保健センター  
○生涯学習センター   ○各公民館

## ス 思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際の配慮が必要な方に利用証を交付します。

**配布窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## セ 町内巡回バス特別乗車証

障害者手帳に加えて特別乗車証を提示（下車時）することで、町内巡回バスを無料で利用することができます。（同伴の介助者1名も無料）

**対象者** 障害者手帳所持者

**配布窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## 6 就労

### (1) 就労のための訓練等

#### ア 就労訓練等

##### (ア) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### (イ) 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象者 障がい者

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### イ 障害者職業能力開発校

障がい者が就職・自立できるようその能力に適した職業訓練を行っています。寄宿舍もあります（入寮者の食事等は自己負担です）

相談窓口 障害者職業能力開発校又は公共職業安定所

- ・中央障害者職業能力開発校（国立リハビリテーションセンター）

住所：所沢市並木4-2 TEL：04-2995-1711～3 FAX：04-2995-1052

- ・東京障害者職業能力開発校

住所：小平市小川西町2-34-1 TEL：042-341-1411 FAX：042-341-1451

#### ウ 県立高等学校専門校・職業能力開発センター

身体障がい者の就業を促進するため、第1種普通自動車運転免許取得を内容とする職業訓練を行っています。

相談窓口 川越高等技術専門校

TEL：049-235-7070 FAX：049-235-7071

又は公共職業安定所

#### エ 障害者トライアル雇用事業

3ヶ月の施行雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障がい者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障がい者雇用に取り組むきっかけをすることにより、障がい者の雇用機会の創出を図ります。

対象者 公共職業安定所に求職登録している障がい者

訓練期間 原則3ヶ月間

相談窓口 公共職業安定所

## オ 障害者対象委託職業訓練

障がい者の雇用を促進するため、県内の企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育機関等の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適正及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。

対象者 就労意欲のある障がい者

訓練期間 原則1ヶ月から3ヶ月間

受講料 無料

相談窓口 埼玉県職業能力開発センター TEL：048-651-3122 FAX：048-651-3114

## カ 精神障害者社会適応訓練事業

通院中の精神障がい者で通常の就労が困難な方を対象に、県が一般の事業所に委託して、生活指導・社会適応訓練などを行う事業です。

対象者 通院中の精神障がい者で通常の就労が困難な方

訓練期間 6ヶ月を単位として最高3年まで

相談窓口 幸手保健所

## (2) 就労をすすめるために

---

### ア 就職支度金支給

就労移行支援及び就労継続支援の給付を受けている方が、訓練を終了して、就職等により自立する時に、社会復帰の促進のため支給します。

支度金の額 36,000円

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## 7 経済的支援

### (1) 手当・年金等

#### ア 特別児童扶養手当

**対象者** 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している父母又は養育者（前年の所得が、一定額以上の場合支給停止となります。）

(ア) 身体に重・中度の障がい又は長期にわたる安静を必要とするもの

（おおむね身体障がい者障害程度等級1級～3級と4級の一部）

(イ) 精神の障がいであって、(ア)と同程度以上のもの

(ウ) 身体又は精神の障がい重複する場合であって、(ア)又は(イ)と同程度以上のもの

※次の場合には手当が受けられません。

・障がい児が施設に入所している場合

・障がい児が児童の障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合

**内容** 手当は次の額を4か月分まとめて4・8・11月に支払います。

○重度障がい児1人につき月額55,350円（令和6年4月現在）

○中度障がい児1人につき月額36,860円（令和6年4月現在）

**相談窓口** 杉戸町役場 子育て支援課 子育て支援担当

#### イ 障害児福祉手当

**対象者** 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳㊦の方、並びに常時介護を要する精神障がい者その他これと同程度の方。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所中の方は除きます。

**内容** 手当額は、月額15,690円（令和6年4月現在）

**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

#### ウ 特別障害者手当

**対象者** 20歳以上であって、精神又は身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金1級程度の障がい重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）。ただし、施設に入所中の方及び継続して3ヶ月を超えて病院等に入院している方は除きます。

**内容** 手当額は、月額28,840円（令和6年4月現在）

**相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

※上記イ、ウの手当は、3ヶ月まとめて2・5・8・11月に支払いますが、障がい者本人とその配偶者、及び障がい者本人を扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

## エ 在宅重度心身障害者手当

- 対象者** 重度の障がいがあり特別障害者手当、障害児福祉手当、及び経過措置による福祉手当を受給していない65歳未満の方で前年の所得により住民税が非課税の方。ただし、施設に入所している方は除きます。また、65歳未満で支給を開始された方は、65歳を過ぎても対象となります。
- (ア) 身体障がい者 身体障害者手帳 1級又は2級の方
  - (イ) 知的障がい者 療育手帳 ㊸又はAの方
  - (ウ) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳 1級の方
  - (エ) 超重症心身障がい児  
重症心身障がい児（身体障害者手帳1～2級及び療育手帳㊸、Aに該当する20歳未満の方）のうち、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする方  
（※超重症心身障がい児については、障害児福祉手当との併給可）
- 内 容** 手当額は、20歳以上 月額5,000円  
20歳未満 月額8,000円  
7・11・3月に支給します。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## オ 心身障害者扶養共済制度

- 対象者** 加入対象者は心身障害児・者の保護者で、次の要件に該当する方
- (ア) 加入対象者の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること
  - (イ) 加入時、県内に住んでいること。
  - (ウ) 加入対象者は、特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入可能な健康状態であること
- 内 容** 加入者は、毎月掛金（加入時の加入者の年齢により1口9,300円～23,300円）を収めます。（所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減免、免除される場合があります）  
※掛金月額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。  
加入者が死亡又は重度障がいの状態になった場合、障がい児・者に年金（1口あたり20,000円が支給されます）。  
また、加入者より障がい児・者が先に死亡した場合は弔慰金が支給されます。  
（加入期間が1年未満の場合は、支給されません。）  
障がい児・者1人に対して2口まで加入できます。
- 相談窓口** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## カ 障害基礎年金

- 対象者** 国民年金加入中、または60歳から65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気、けがで、初診日から1年6か月以上経過した日（65歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障がいのある状態にある時に受けられます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。また、20歳前に障がい者と認定された方は、20歳になってから受けられますが、その方の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。  
※ 障害基礎年金の受給権者がその受給権を得た時に、その人によって生計を維持していた18歳未満の子または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子があるときは加算があります。
- 内 容** 年金額（令和6年4月現在）
- |    |    |            |
|----|----|------------|
| 1級 | 年額 | 1,020,000円 |
| 2級 | 年額 | 816,000円   |
- 相談窓口** 杉戸町役場 町民課 国民年金担当

## キ 障害厚生年金・障害者手当金

**対象者** 厚生年金保険加入中に初診日のある病気、けがで、初診日から1年6ヶ月以上経過した日（65歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障がいのある状態にあるときに障害厚生年金が受けられます。初診日から5年以内に病気、けがが治り軽度の障がいが残った場合は障害手当金（一時金）が受けられます。  
ただし、年金手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

**相談窓口** 年金事務所

## ク 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない人への救済措置として、平成17年4月1日から「特別障害給付金制度」が創設されています。

**対象者** 国民年金の任意加入対象とされていた方で  
(ア) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者  
(イ) 平成3年3月以前の学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級もしくは2級相当の障がい状態にある方  
なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

**内容** 支給額は、1級 月額 55,350円（令和6年度）  
2級 月額 44,280円（令和6年度）  
所得や他の年金の受給等により支給が制限されたりする場合があります。

**相談窓口** 杉戸町役場 町民課 国民年金担当

## (2) 税の控除・非課税・減免

### ア 所得税の障害者控除

**対象者** 納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の控除を受けます。

**内容**

障害の程度	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳④, Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B, Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から40万円が控除されます。 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合は、75万円が控除されます。)	所得金額から27万円が控除されます

**相談窓口** 春日部税務署  
ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係へ

### イ 住民税の障害者控除・非課税

**対象者** 納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の控除を受けます。

**内容**

障害の程度	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳④, Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B, Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から30万円が控除されます。 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合は、53万円が控除されます。)	所得金額から27万円が控除されます
本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。		

**相談窓口** 杉戸町役場 税務課 町民税担当  
ただし、住民税を給与から特別徴収されている場合は勤務先の給与係へ

### ウ 利子等の非課税

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

**内容** 金融機関等への非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の非課税制度 (マル優)	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券	350万円
少額公債の非課税制度 (特別マル優)	国債・地方債	350万円

**相談窓口** 金融機関等

## エ 相続税の障害者控除

**対象者** 相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人の方が心身に障がいのある場合は、次の控除が受けられます。

**内 容**

障 が い の 程 度	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳④、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控 除 額	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

**相談窓口** 春日部税務署

※ア、イ、エについて (ア) (イ) (ウ) 以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

## オ 相続税の非課税

**内 容** 心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を相続により取得した場合、その権利は非課税となります。

**相談窓口** 春日部税務署

## カ 贈与税の非課税

### (ア) 特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権

**内 容** 特別障害者（前記エ (ア) (イ) (ウ) などの人）が、特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には「障害者非課税信託申告書」を提出することにより、6,000円を限度として非課税となります。

**相談窓口** 春日部税務署・信託銀行等

### (イ) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権

**内 容** 心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を贈与により取得した場合、贈与税は非課税になります。

**相談窓口** 春日部税務署

## キ 消費税の非課税

**内 容** 義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いすなどの身体障害者用物品の譲渡、貸付、製作の請負、一定の身体障害者用物品の修理が非課税となります。  
なお、非課税となる身体障害者物品は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。

**相談窓口** 春日部税務署

## ク 個人事業税の非課税

**内 容** 両眼の視力が0.06以下の視覚障がいのある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

**相談窓口** 埼玉県県税事務所

## ケ 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

- 対象者** (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、下記の表に該当する障がい者を有する方
- 内容** (イ)、(ア) に該当する方と同一生計の家族等
- (ア)、(イ) に該当する方が取得又は所有する自動車・軽自動車で、(ア)、(イ) に該当する方又は (ア) に該当する方を常時介護する方で一定の要件に該当する方が運転し、専ら障がい者の通院、通学、通所又は生業のために使用される自動車・軽自動車については、定められた期間内に申請することにより、一人につき一台まで自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。
- ※詳しくは、下記の窓口までお問い合わせください。
- 申請期限**
- ・4月1日現在で所有している自動車：納期限
  - ・年度途中で取得した自動車：登録の日から30日以内
- ※自動車税（種別割）の場合は、申請期限後の申請も受け付けますが、その場合は申請月の翌月分から月割りでの減免となります。
- ※自動車税（環境性能割）は申請期限を過ぎた場合は減免できません。
- ・軽自動車税（環境性能割・種別割）：納期限まで
- ※申請期限を過ぎた場合は減免できません。
- 相談窓口**
- ・自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）：自動車税事務所及び各支所・県税事務所
  - ・軽自動車税（種別割）：杉戸町役場 税務課 町民税担当

障 害 区 分		障 害 の 程 度	
身体障害者手帳	視覚	1～3級、4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1	
	聴覚	2級又は3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能又は言語機能	3級（喉頭が摘出された場合に限る。）	
	上肢	1級又は2級	
	下肢	1級～6級	
	体幹	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級又は2級
		移動	1級～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級	
肝機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級		
療育手帳	療育手帳④及びA		
精神障害者保健福祉手帳	1級かつ自立支援医療（精神通院医療）を受けている方		

## コ ゴルフ場利用税の非課税

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方、原子爆弾被爆者の認定疾病にかかる厚生労働大臣の認定を受けている方
- 内容** ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税が課せられますが、障がい者の方については非課税となります。ただし、非課税処置の適用を受けるには、本人が要件に該当することを照明する必要があります。詳しくは下記窓口を確認してください。
- 相談窓口** 埼玉県県税事務所

### (3) 公共料金の割引

#### ア JR（鉄道・バス）運賃の割引

対象者及び内容

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者（介護付） 第1種知的障害者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全線
第1種及び第2種身体障害者（単独） 第1種及び第2種知的障害者（単独）	普通乗車券	5割	JR、連絡会社線及び航路の片道の営業 <sup>※</sup> 距離が100kmを超えるもの
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の知的障害児とその介護者	定期乗車券	5割	

（注）自動車線の定期乗車券については、割引率は3割です。

小児定期乗車券は割引されません。

私鉄についても、同様の割引を行っていますが、営業距離との関係で、その取扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接各社へお問い合わせください。

**手続方法** 身体障害者手帳もしくは療育手帳を提示して割引を受けます。

なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が介護者とともに乗車する場合には、ご利用される乗車距離100kmまでについて自動券売機で小児乗車券を購入し、乗車できます。（有人改札口をご利用のこと）

**相談窓口** 各JR窓口

#### イ バス運賃の割引

**対象者** (ア) 身体障害者手帳をお持ちの方  
(イ) 療育手帳をお持ちの方  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
(エ) 戦傷病者手帳をお持ちの方  
(オ) 施設入所者（児）

**内 容** 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です（小児定期券は割引されません）。

第1種身体障害者手帳、療育手帳を持っている知的障害者及び要介護の施設入所者（児）は付き添いの方も割引になります。

**手続方法** 手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

**相談窓口** 各バス会社

## ウ 国内航空運賃の割引

**対象者** 満12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちの方  
なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者に対する割引は、航空会社によって異なるため、詳細は航空会社にお問い合わせください。

※介護者とは、航空会社が介護能力があると認める満12歳以上の方で、本人と同時に同一区間、同じ航空機に搭乗する方です。

**相談窓口** 各航空会社

## エ タクシー運賃の割引

**対象者** 身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方  
**内容** 乗車時に身体障害者手帳もしくは療育手帳を提示することにより割引が受けられます。  
割引率 1割  
**相談窓口** 各タクシー事業者

## オ 有料道路通行料金の割引

- 対象者**
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合
  - ・手帳の交付を受けている重度の身体障がい者（第1種身体障がい者）又は重度の知的障がい者（第1種知的障がい者）を乗せて、介護者が運転する場合
- 要件等**
- (ア) 台数 障がい者1人につき1台を事前に登録
- (イ) 車種要件 自家用乗用自動車（定員10人以下）  
自家用貨物自動車（定員4人～10人で荷台との仕切りなし又は積載量500kg以下で仕切りがあるもの）  
二輪自動車（排気量125cc以上）
- (ウ) 所有者 ①障がい者本人が運転する場合  
本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること  
②障がい者本人以外の運転の場合  
障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等  
上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している者が所有していること  
※リース車やレンタカー以外で車検証の「所有者の氏名又は名称」欄等に法人名が記載されているもの、営業や事業の手段として自動車を利用する場合は対象外です。
- (エ) 登録 割引を受けるためには、杉戸町役場福祉課で事前登録が必要です。  
また、ETCを利用するためには、ETC車載器等の有料道路ETC割引登録が必要です。窓口で申請してください。  
有効期限は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。

**内容** 割引率 5割以内

申請時に持参するもの 身体障害者手帳または療育手帳・運転免許証・車検証

【ETC利用の場合】ETCカード（障害者本人名義のもの）・ETCセットアップ証明書

相談窓口 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

## カ NHK 放送受信料の減免

対象者及び内容

全額免除	半額免除
「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯員全員が住民税非課税の場合	次に該当する方が世帯主で受信契約者の場合に半額免除になります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの場合</li> <li>・身体障害者手帳をお持ちで等級が1級又は2級の場合</li> <li>・療育手帳をお持ちで総合判定が㊤又はAの場合</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで等級が1級の場合</li> </ul>

**手続方法** 杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当で申請証明欄に証明を受けてください。

**相談窓口** NHKの各営業所

## キ 郵便物の減額及び無料取扱い

	内 容	取扱い	窓口	備 考
点字郵便物等の無料取扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無 料	各郵便局	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る。
心身障害者用低料第3種郵便物認可	心身障がい者団体が発行する定期刊行物に対して低料第3種郵便物の認可条件の特例が設けられる。	①月 3 回以上発行の新聞 50g まで 8 円 (一般 41 円) ②その他 50g まで 15 円 (一般 62 円)	各郵便局	第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料が必要。
ゆうパック ゆうメール の減額	点字ゆうパック	60 サイズ 100 円～ 170 サイズ 720 円	各郵便局	聴覚障がい者用ビデオテープ等の録画物を内容とし、聴覚障がい者と指定施設との間で発受されるものに限る。
	聴覚障害者用ゆうパック	重量は一律 30 kg まで		
	心身障害者用ゆうメール (旧冊子小包)	150 g 以内 90 円～ 3 kg 以内 305 円	各郵便局	身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受されるものに限る。

## ク NTT 番号案内の料金免除

- 対象者** (ア) 身体障害者手帳をお持ちの方で視覚障がい 1～6 級又は、肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1、2 級  
(イ) 療育手帳をお持ちの方  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** 104 番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。
- 相談窓口** NTT 各営業所

## ケ 携帯電話基本使用料等の割引

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 内 容** 基本使用料 割引率 5～6 割  
通話料等 割引率 2～5 割  
割引の内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。
- 相談窓口** 各携帯電話事業者

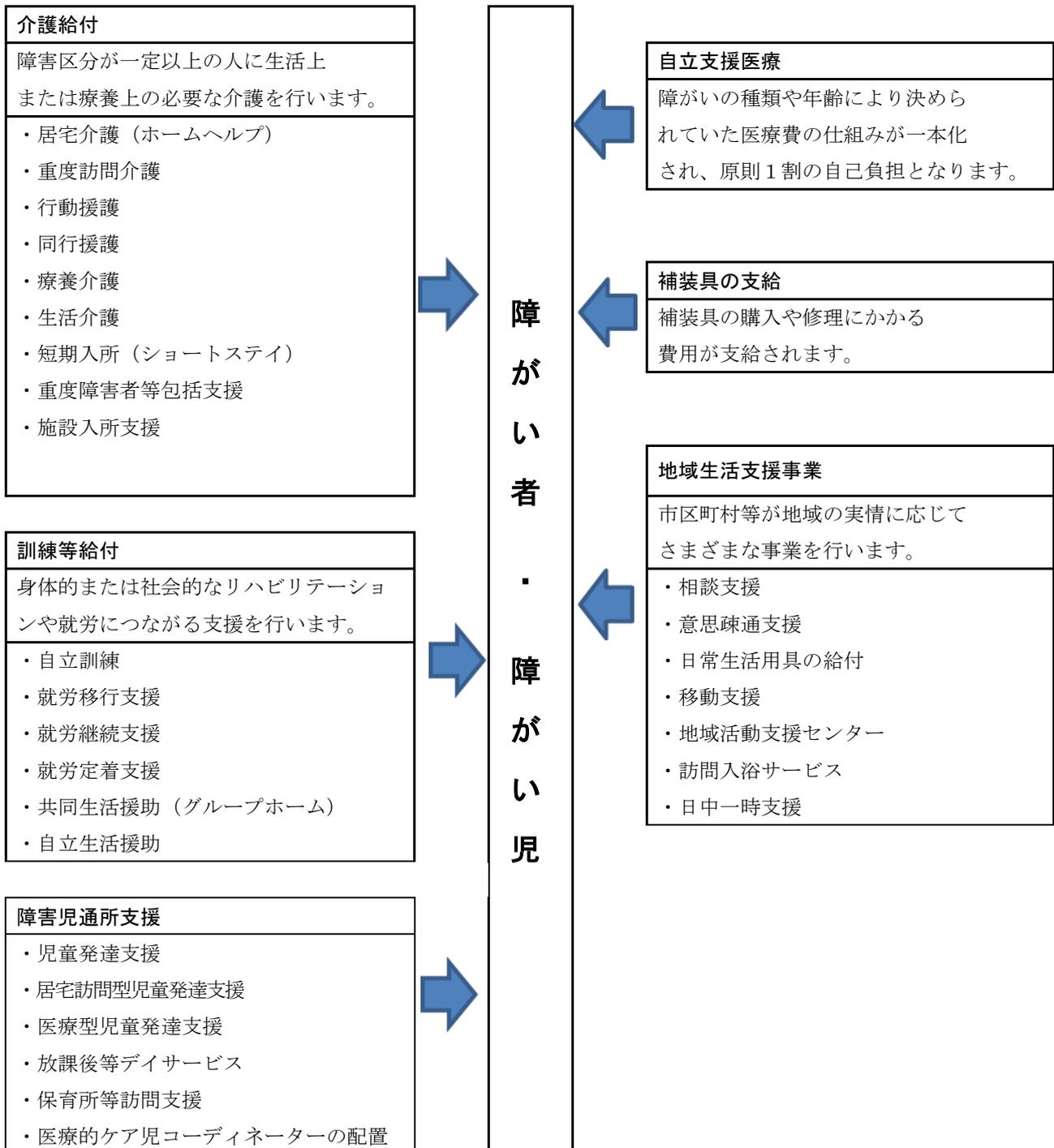
## 8 障がい者の自立支援

### (1) 障害者総合支援法によるサービス

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に、また、障がいのある児童の支援を行う「障害児通所支援」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには、期限のあるものとなないものがありますが、有期限であっても必要に応じて支給決定の更新（延長）ができる場合があります。



## (2) 障害福祉サービス

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。入所施設でのサービスは24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ転換するため、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」に分けられています。

### ア 訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

### イ 日中活動系サービス

入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
訓練給付等	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事務所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	障がい者本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。

## ウ 居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練給付等	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
訓練給付等	自立生活援助	障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。

### (3) 地域生活支援事業

障がい者の方が地域生活を円滑に送るために杉戸町が実施している事業です。障がい福祉サービスと組み合わせて利用することもできます。

サービス名	内 容
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う交流活動などを支援します。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援	成年後見制度を利用することが必要な障がい者に対し、利用を支援し、権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を行います。
日常生活用具の給付等	重度の障がい者に、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出時の移動の支援、自立生活や社会参加を促します。
地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がい者の地域生活を支援します。

このほか、杉戸町では訪問入浴サービス、日中一時支援などの事業を行っています。

#### (4) 障がい児を対象としたサービス

##### 障害児通所支援

児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実させ、以下の事業を実施します。

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児に対する支援を、総合調整するコーディネーターを配置します。

#### (5) サービス利用までの流れ

サービスにより利用の流れは多少異なりますが、まずは福祉課障がい福祉担当までご相談ください。申請後、障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、障がい者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を調査し、審査・判定を経て支給決定を行っていきます。

## 9 町内利用施設のご案内

### (1) 町内利用施設のご案内

下記の施設については、手帳の提示により使用料の免除が受けられます。また、扶養者及び介護者の方も、扶養している又は付き添って介護している旨の申出により使用料の免除が受けられます。

#### ア 農村センター

講座室・和室等がご利用になれます。

- ・豊岡農村センター 杉戸町宮前 37-1 0480-38-0879
- ・田宮農村センター 並塚 105-4 0480-38-2533
- ・堤郷農村センター 堤根 4089-1 0480-34-4774
- ・高野農村センター 大島 29-1 0480-35-2371

利用時間 午前9時～午後9時30分まで

休館日 毎週月曜日（高野農村センターは毎週木曜日）・祝祭日・年末年始（臨時休館日もありますのでご利用前に施設にご確認ください）

#### イ 公民館

講座室・和室等がご利用になれます。

- ・東公民館 杉戸町並塚 105-4 0480-38-2533
- ・西公民館 杉戸町高野台西 3-3-1 0480-32-6388
- ・南公民館 杉戸町堤根 4089-1 0480-34-4774
- ・泉公民館 杉戸町宮前 37-1 0480-38-0879

利用時間 午前9時～午後9時30分まで

休館日 毎週月曜日・祝祭日・年末年始（臨時休館日もありますのでご利用前に施設にご確認ください）

#### ウ すぎとピア

集会室・講座室等の団体利用の他、浴室の個人利用ができます。

住 所 杉戸町堤根 4742-1

電 話 33-8192

利用時間 午前9時～午後4時30分まで

（入浴は午後4時まで、水曜日は午後2時まで）

休館日 祝祭日・年末年始（臨時休館日もありますのでご利用前に施設にご確認ください）

## エ エコ・スポいずみ

ジャグジーバス・サウナ等がご利用になれます。

住 所 杉戸町木津内 524

電 話 38-2300

利用時間 午前 10 時から午後 9 時（入館は午後 8 時まで）

休 館 日 毎週月曜日・年末年始（臨時休館日もありますのでご利用前に施設にご確認ください）

## オ 深輪産業団地地区センターリパティールホール

体育室・トレーニングルーム・調理室・和室・会議室などがあり、だれでもご自由に利用することができます。

住 所 杉戸町深輪 317-5

電 話 36-5122

利用時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分

休 館 日 毎週月曜日・祝祭日・年末年始（臨時休館日もありますのでご利用前に施設にご確認ください）

※トレーニングルームの利用について

初回はインストラクターによる講習（要予約）が必要です。受講後に利用カードの発行を受けます。

（初回利用時に手帳を提示してください。）

## カ 生涯学習センター（カルスタすぎと）

多目的ホール・集会室・和室等がご利用になれます。

住 所 杉戸町大島 477-8

電 話 31-2111

利用時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分まで

休 館 日 毎週月曜日・祝祭日の翌日・年末年始（臨時休館日もありますのでご利用前に施設にご確認ください）